

調達管理番号・案件名

24a00773_スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	8	3. その他の留意点 「プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。」	詳細計画策定調査報告書を拝見したところ、詳細計画策定調査の企画競争説明書(7.業務の内容)に記載されている、「ウ)生活系排水(主にし尿系)の分散型汚水処理及び汚泥管理の各セクターの財務状況(個別処理施設の設置コスト・汚泥引抜き料金・汚泥管理施設における汚泥の受入れ料金等)」、「エ)国や自治体が把握する生活系排水(主にし尿系)の汚水処理に関するデータ(汚水処理率(下水道接続率と個別処理施設の利用率・個別処理施設における処理方法と処理能力・汚泥性状に関する地域特性等))」、および、「カ)本プロジェクトにおけるDX技術の活用可能性(ICTを活用した汚泥 データ管理等)」についての情報が見当たりませんが、上記の情報は現地では入手困難という理解でよろしいでしょうか。	詳細計画策定調査では、International Water Management Instituteによる報告書を参考にしております。下記リンクよりご参照ください。 (https://publications.iwmi.org/pdf/H050009.pdf) プロジェクト開始以降、これらのデータについても、基本的な情報収集として行っていただくことを考えております。
2	9	2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)プロジェクト実施体制	汚泥管理の注釈(生活系排水(主にし尿系)由来の汚泥)から、本プロジェクトでは分散型処理による汚泥が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、分散型処理が対象となります。
3	10	(6)「JICA課題別戦略事業の中での位置づけと必要なデータの取得」	本項目は、「第3条 実施方針及び留意事項」に記載されていますが、必ずしも特定の成果や活動に結びつくものではなく、プロジェクトを実施する上で留意する事項という理解であってよろしいでしょうか。 そうではないとすれば、本プロジェクトの場合、クラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」全体で達成を目指す目標に貢献しない指標も考えられますが、そのような指標も含め、同戦略を踏まえた指標を作成するというのでしょうか。 あるいは、同クラスター全体の目標達成に貢献する汚泥管理プロジェクト向けの指標を作成することということでしょうか。	ご理解の通り、前者(特定の成果や活動に結びつくものではなく、プロジェクトの実施上の留意事項)となります。
4	11	2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務	再委託による汚泥肥料の成分分析(定額計上)は2回となっていますが、一方で、P11に記載がある成果2-4の活動として、「汚泥肥料の継続的なサンプリング検査を実施し」とあります。実際にサンプルを採取して分析するのはパイロット活動の前後の2回という理解でよろしいでしょうか。	汚泥肥料の継続的なサンプリング検査は、より質の高い汚泥肥料の作成に向けてプロジェクト活動の中で定期的に行われるものと考えております。追加の成分分析が必要な場合はプロポーザルの中でご提案ください。

5	11	2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ② 成果2「パイロット活動を通じて、持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の方法が検証・特定される」に関わる活動	詳細計画策定調査報告書(2章2-4 p17)「本事業に対するニーズ」に示されるDoAと自治体が要望する「汚泥肥料の品質向上(開発)のための試験実施支援」と「汚泥肥料の肥効試験の実施支援」、「需要の高い肥料の開発」は、本プロジェクトで実施予定のパイロット活動の内容には含まれないという理解で宜しいでしょうか？	今回提示いただいている3つの支援活動もパイロット活動に含まれる候補と考えております。これらの活動含めて、パイロット活動として行うべき活動についてプロポーザルの中でご提案をお願いします。
6	11	2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ② 成果2「パイロット活動を通じて、持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の方法が検証・特定される」に関わる活動 および ③ 成果3「分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する基準・条例案が策定される」に関わる活動	詳細計画策定調査報告書(1章1-5-2 p6)において「汚泥肥料の利用についてスリランカ標準機構(Sri Lanka Standards Institution。以下、「SLSI」という。)からは、Entire Culture Culture(すべての作物)に適用するのではなく、スリランカ特有の農業作物に限定化され、施肥の対象とする汚泥肥料が基準化されるべきとの主張があった」との記載がありますが、本プロジェクトの成果2・成果3の活動にあたっては、「スリランカ特有の農業作物」のみを対象とするという理解でよろしいでしょうか。また、もし「スリランカ特有の農業作物」のみを対象とする場合、想定される作物は既に特定されていますでしょうか？	現段階では、この農作物の特定に関する情報は有しておりません。プロジェクト開始以降、SLSIや、関係機関との調整を行い、こういった用途(特定の作物の指定等)に、どこまでの質が求められるのかといったことについて、現状の政策、実際のマーケット状況を把握することで、受注者には活動の検討をお願いしたいと考えております。
7	13	(3)②ベースライン調査	上記質問に回答いただきありがとうございます。ベースライン調査の範囲をご教示いただけますでしょうか。 一般的にベースライン調査とはプロジェクト開始前の指標の状況(基準値)を把握するための調査を指すとの理解であり、本件の場合、例えば、p10-11(6)「JICA課題別戦略事業の中での位置づけと必要なデータの取得」において、適切な指標を設定し、・・・と言った指示もございますし、また、詳細計画策定調査報告書の3-9-3では事業効果測定のために衛生施設にある基本データ収集の必要性が述べられており、ベースライン調査が必要ではないかとも考えられます。	基本データの収集は、必要と考えておりますが、ベースライン調査の実施は想定しておりません。必要と判断する場合は、調査内容含めてご提案ください。
8	13	(3)その他 ①情報収集・データの提供	1)提供される位置情報付資料のデータの形式KMLもしくはGeoJSOM形式、ラスタに関してはGeoTIFF形式と考えてよいですか？	JICAにご提出いただくデータの形式は、「企画競争説明書」P13に記載の通り、KMLもしくはGeoJSOM形式、ラスタに関してはGeoTIFF形式となります。
9	17	7条 機材供与	・供与機材としてペレット製造機が提示されています。 1)パイロット活動の提案については、ペレット製造機の導入が可能な、し尿処理場の選定が条件でしょうか？ 2)アクションプランを策定する際には、ペレット製造機の活用(製品はペレット状)が条件でしょうか？	ペレット製造機は業務上必要と想定される機材の一例であり、受注者はカウンターパート側と必要機材の確認を行い、発注者・受注者協議の上で最終的に機材を確定していただきます。そのため、1)、2)ともにペレット製造機の活用が条件とはなりません。
10	33	4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	パイロット活動に必要な機材にかかる経費のみが定額計上に計上されているが、パイロット地域は事業開始後の調査結果に基づき決定されるため、パイロット地域への移動費についても定額計上にしていただけないか。	移動費については、ご提案いただくパイロット活動案に基づいて、本見積りに計上ください。

以上